

徳島県選挙管理委員会告示第十五号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年二月九日から施行する。

令和五年二月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 の表の項中「医療法人養生園 TAOKAこころの医療センター」を「社会医療法人養生園 TAOKAこころの医療センター」と改める。